

松前町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

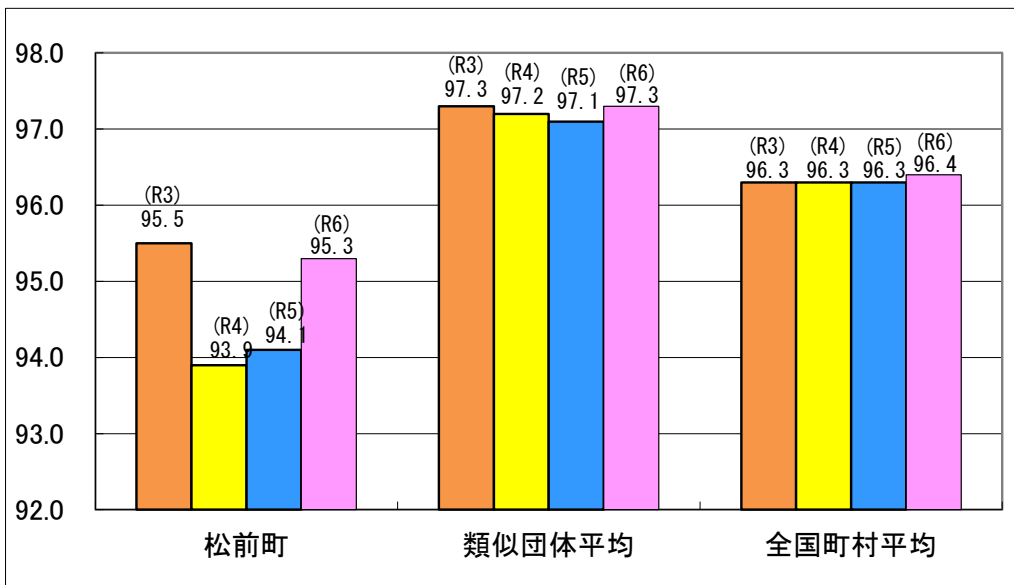
区分	住民基本台帳人口 (R5.12.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
5年度	30,412	12,676,392	551,117	2,053,496	16.2	17.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5年度	206	722,332	147,672	289,609	1,159,613	5,629	5,777

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施

実施内容（平均引下げ率【2.17%】、実施時期【平成27年4月1日】、経過措置の有無等具体的な内容【経過措置有、国に準拠】）

②その他の見直し内容

- ・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成27年4月1日）
- ・単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成28年4月1日）
- ・扶養手当について、国と同様に見直しを実施（平成29年4月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松前町	43.7 歳	315,995 円	390,057 円	344,257 円
愛媛県	42.6 歳	319,123 円	414,372 円	349,081 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
松前町	49.8 歳	4 人	277,723 円	288,875 円	285,200 円	—	—	—	—
愛媛県	56.5 歳	171 人	337,846 円	373,647 円	347,194 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	51.6 歳	6 人	294,467 円	327,123 円	313,418 円	—	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松前町	43.7 歳	319,635 円	337,883 円
愛媛県	44.3 歳	359,885 円	395,654 円
類似団体	40.4 歳	299,747 円	338,211 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区 分		松前町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	197,318 円	203,553 円	196,200 円
	高 校 卒	167,549 円	171,874 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	152,061 円	169,963 円	— 円
	中 学 卒	147,938 円	152,061 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	227,388 円	— 円
	高 校 卒	— 円	184,445 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,352 円	364,465 円	405,799 円	391,117 円
	高 校 卒	— 円	261,124 円	— 円	— 円
技能労務職	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	285,115 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

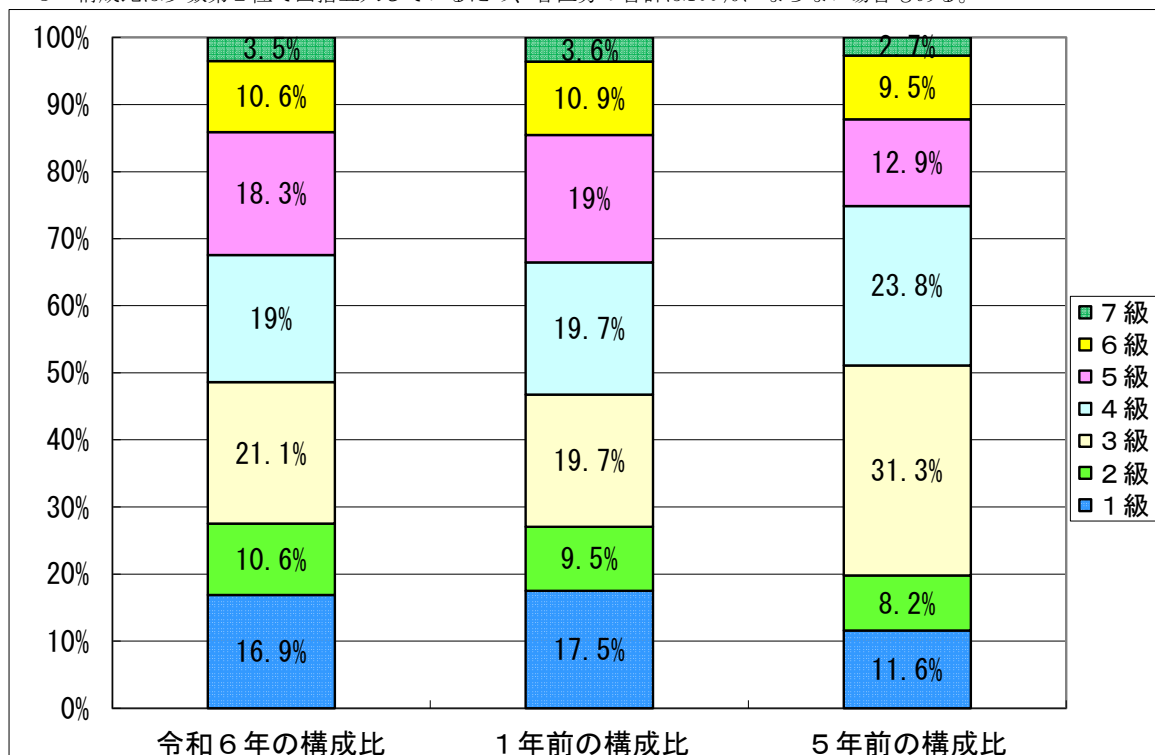
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事	24人	16.9%	163,023円	250,831円
2級	主事	15人	10.6%	209,185円	306,939円
3級	主任	30人	21.1%	242,273円	353,000円
4級	係長	27人	19%	273,148円	387,395円
5級	課長補佐	26人	18.3%	297,083円	396,245円
6級	課長	15人	10.6%	324,941円	413,644円
7級	部長	5人	3.5%	367,583円	448,743円

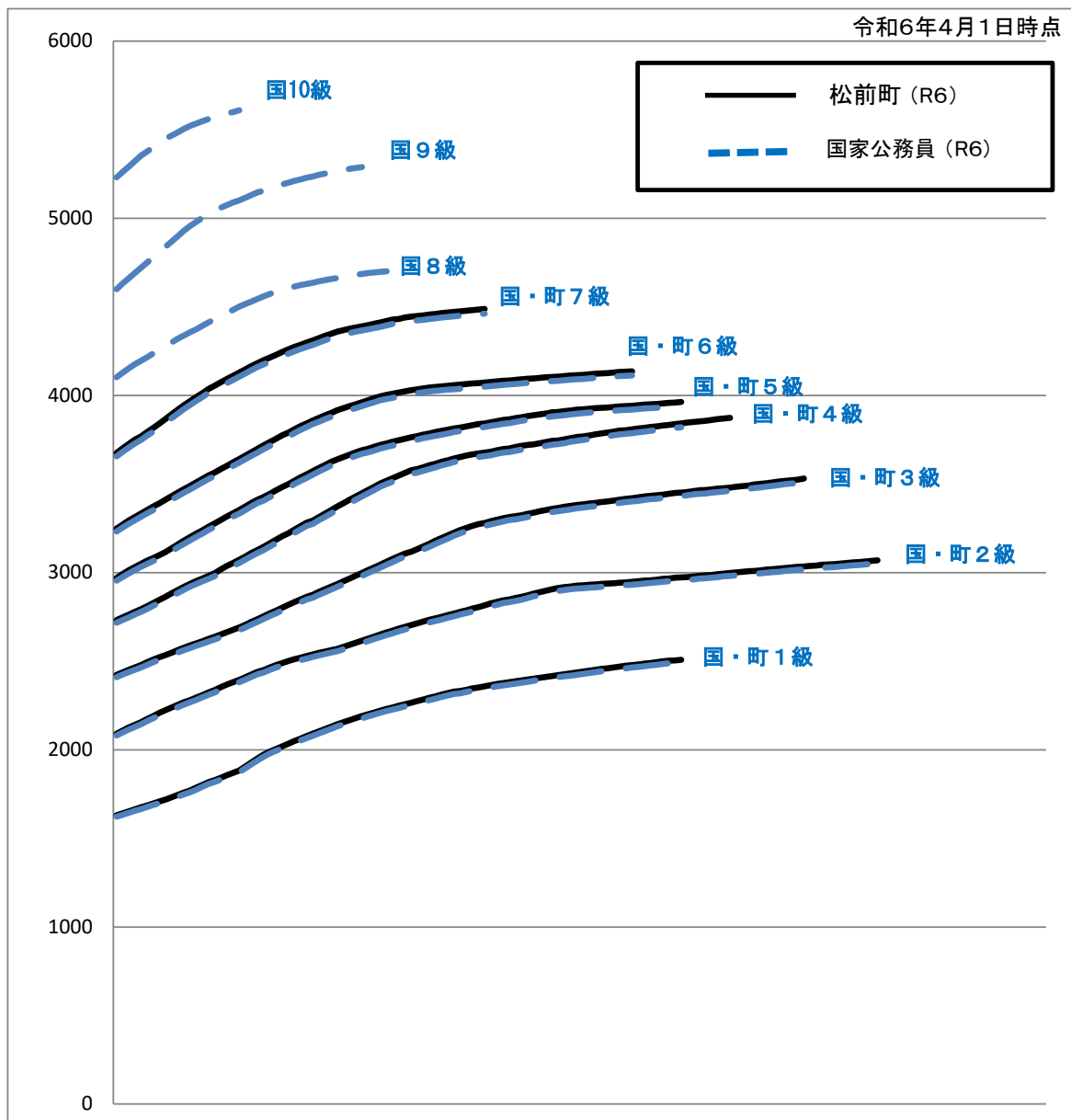
(注) 1 松前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。（再任用職員を除く。）

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 構成比は少数第2位で四捨五入しているため、各区分の合計は100%にならない場合もある。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R6年4月1日現在）



昇給 →

(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松前町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,547 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,552 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

松前町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	4,609千円	20,912千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

支給実績（6年度）			345
支給職員1人当たり平均支給額（6年度）			345
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	1人	20%

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		62 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		15,375 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		1.7 %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（5年度決算）	左記職員に対する支給単価
動物死体処理手当	動物の死体の処理作業に従事した職員	動物死体の処理	56 千円	日額 500円
野犬取扱手当	野犬の捕獲等に従事した職員	野犬の捕獲	6 千円	日額 500円
行旅病死処理手当	行旅病死者の処理作業に従事した職員	行旅病人の救急、行旅病死者の処理作業	0 千円	(死体処理) 日額 3,000円 (傷病者の救急等) 日額 1,000円
伝染病防疫手当	伝染病防疫作業に従事した職員	伝染病患者等の救護、伝染病菌付着物処理等	0 千円	日額 700円
災害応急作業等手当	災害応急作業等に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う次の作業 ①巡回監視 ②応急作業等	0 千円	① 日額 480円 ② 日額 730円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	70,740 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	470 千円
支給実績（4年度決算）	75,768 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	489 千円

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・満16歳年度始めから満22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算	同		17,117 千円	248 千円
住居手当	・借家（月額12,000円を超える家賃を支払っている者） 27,000円を限度	異	借家(月額16,000円を超える家賃を支払っている者) 28,000円を限度	13,247 千円	305 千円
通勤手当	・交通機関利用者（運賃等相当額） 55,000円を限度 ・自動車等の利用者（通勤距離2km以上の者の通勤区分に応じ） 2,000円～31,600円を限度	同		4,662 千円	40 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給（給与月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額）	同		26,531 千円	524 千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が週休日等に勤務した場合に支給（職責に応じて6,000円～12,000円/1回の定額。6時間を越える場合は加算あり。）	同		538 千円	108 千円

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	864,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	686,000	円	920,000	円/	592,000	円
報 酬	議 長	380,000	円	760,000	円/	530,000	円
	副 議 長	310,000	円	499,000	円/	252,000	円
	議 員	290,000	円	430,000	円/	202,000	円
期 末 手 当	町 長	(5年度支給割合)					
	副 町 長	3.40 月分					
退 職 手 当	議 長	(5年度支給割合)					
	副 議 長	3.40 月分					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.46		19,077,120円	任期满后		
		給料月額×在職月数×0.27		8,890,560円	任期满后		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

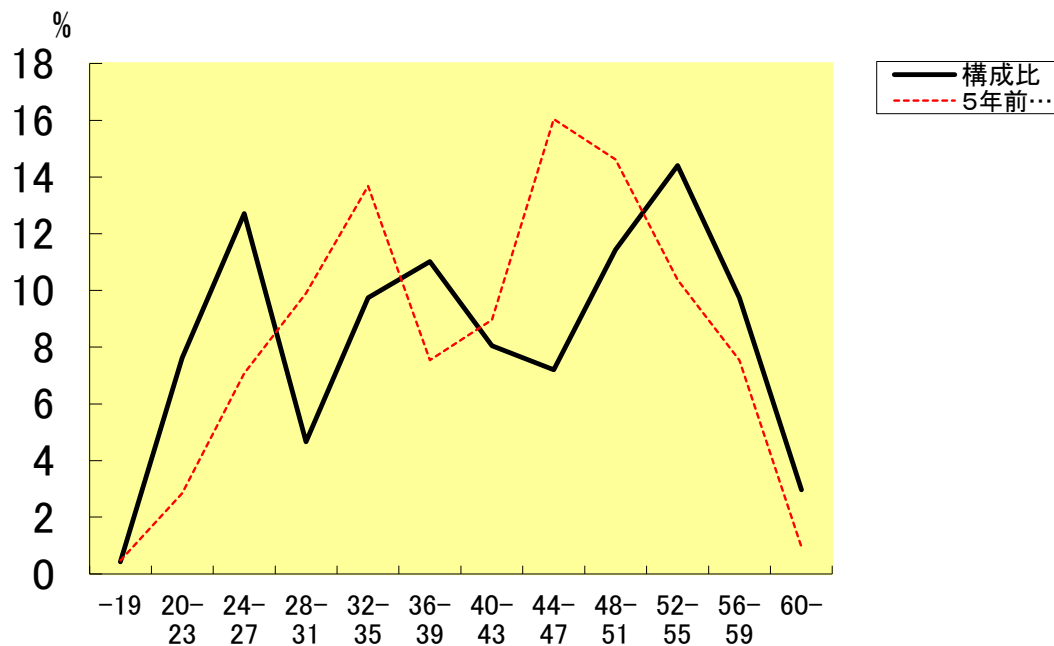
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	議会部門	2	2		
	総務部門	46	52	6	総務課付職員(育休・病休・派遣)の増
	税務部門	14	14		
	民生部門	72	74	2	保育士の増
	衛生部門	15	14	△1	保健センター配置保健師の減
	農林水産部門	11	13	2	農業振興・農業委員会担当職員の増
	商工部門	3	4	1	商工担当職員の増
	土木部門	14	13	△1	土木担当管理職の減
	計	177	186	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.56 人)
	教育部門	27	24	△3	事務局職員・給食センター職員・幼稚園教諭の減
小 計	204	210	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.22 人)	
公 営 会 計 部 門 等	水道部門	6	6		
	下水道部門	4	4		
	その他	15	16	1	愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣による増
	小 計	25	26	1	
合 計	229	236	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.60 人	
		[2 4 7]	[2 4 7]	[0]	

(注) 1 職員数は教育長を除く一般職に属する職員数で、退職者や派遣職員を含み、臨時及び非常勤職員は除いている。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	18人	30人	11人	23人	26人	19人	17人	27人	34人	23人	7人	236人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数	率
一般行政	157	163	171	171	177	186	29	18.47
教育	26	27	28	28	27	24	△2	△7.69
普通会計計	183	190	199	199	204	210	27	14.75
公営企業等会計計	29	28	24	23	25	26	△3	△10.34
総合計	212	218	223	222	229	236	24	11.32

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 384,764	千円 19,194	千円 30,278	% 7.87	% 6.81

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	6	16,922	3,733	6,880	27,535	4,589	6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、6年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 前 町	34.5 歳	282,279 円	464,141 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

※一般行政職と同様のため省略

イ 退職手当（6年4月1日現在）

※一般行政職と同様のため省略

ウ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	2,684 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	537 千円
支給実績（4年度決算）	2,038 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	679 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 子 10,000円 子以外 6,500円 満16歳年度始めから満22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同		618 千円	206 千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家（月額12,000円を超える家賃を支払っている者） 27,000円を限度 	異	借家（月額16,000円を超える家賃を支払っている者） 28,000円を限度	0 千円	0 千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者（運賃等相当額） 55,000円を限度 自動車等の利用者（通勤距離2km以上の者の通勤区分に応じ） 2,000円～31,600円を限度 	同		110 千円	28 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給（給与月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額）	同		320 千円	320 千円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 399,506	千円 106,831	千円 27,322	% 6.84	% 6.81

(注) 1 資本勘定支弁職員に係る給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 4	千円 17,770	千円 3,080	千円 6,971	千円 27,821	千円 6,955	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、6年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 前 町	41.5 歳	328,213 円	534,033 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

※一般行政職と同様のため省略

イ 退職手当（6年4月1日現在）

※一般行政職と同様のため省略

ウ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	1,216 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	608 千円
支給実績（4年度決算）	511 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	170 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・子以外 6,500円 ・満16歳年度始めから満22歳年度末までの子1人につき 5,000円加算 	同		618 千円	618 千円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家（月額12,000円を超える家賃を支払っている者） 27,000円を限度 	異	借家(月額16,000円を超える家賃を支払っている者)28,000円を限度	0 千円	0 千円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者（運賃等相当額） 55,000円を限度 ・自動車等の利用者（通勤距離2km以上の者の通勤区分に応じ） 2,000円～31,600円を限度 	同		148 千円	49 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給（給与月額に100分の25を超えない範囲で職責に応じた一定率を乗じた額）	同		1,098 千円	366 千円